

## 白川・緑川水系流域治水協議会規約

## (設置)

第1条 「白川・緑川水系流域治水協議会」(以下「協議会」)を設置する。

## (目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、白川及び緑川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

## (協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

## (幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会等を置く。

- 2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成するが、必要に応じて別表2の職にある者以外の関係者を参加させる事ができる。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換及び河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策等の各種検討、調整、取組み状況の確認・点検を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

## (協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 白川及び緑川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- 3 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項。

## (会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を熊本河川国道事務所流域治水課及び熊本県河川課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年9月2日から施行する。

(附則一部改正)

本規約は、令和4年4月26日から施行する。

本規約は、令和5年4月24日から施行する。

別表 1 - 1 協議会の構成（白川水系）

|   |
|---|
| 熊本市長                                      |
| 阿蘇市長                                      |
| 大津町長                                      |
| 菊陽町長                                      |
| 高森町長                                      |
| 西原村長                                      |
| 南阿蘇村長                                     |
| 熊本県 土木部 河川港湾局 河川課長                        |
| 熊本県 土木部 道路都市局 下水環境課長                      |
| 熊本県 土木部 河川港湾局 砂防課長                        |
| 林野庁 九州森林管理局 熊本森林管理署長                      |
| 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター<br>熊本水源林整備事務所長 |
| 国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所長                   |
| 国土交通省九州地方整備局 立野ダム工事事務所長                   |
| 国土交通省九州地方整備局 阿蘇砂防事務所長                     |

別表 1 - 2 協議会の構成（緑川水系）

|   |
|---|
| 熊本市長                                      |
| 宇土市長                                      |
| 宇城市長                                      |
| 美里町長                                      |
| 大津町長                                      |
| 菊陽町長                                      |
| 西原村長                                      |
| 御船町長                                      |
| 嘉島町長                                      |
| 益城町長                                      |
| 甲佐町長                                      |
| 山都町長                                      |
| 熊本県 土木部 河川港湾局 河川課長                        |
| 熊本県 土木部 道路都市局 下水環境課長                      |
| 熊本県 土木部 河川港湾局 砂防課長                        |
| 林野庁 九州森林管理局 熊本森林管理署長                      |
| 国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター<br>熊本水源林整備事務所長 |
| 国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所長                   |
| 国土交通省九州地方整備局 緑川ダム管理所長                     |

別表 2 - 1 幹事会の構成（白川水系）

|                   |           |          |            |
|-------------------|-----------|----------|------------|
| 熊本市               | 政策局       | 危機管理防災部  | 危機管理課長     |
| 熊本市               | 都市建設局     | 土木部      | 河川課長       |
| 阿蘇市               | 総務部       | 防災情報課長   |            |
| 阿蘇市               | 土木部       | 建設課長     |            |
| 大津町               | 総務部       | 防災交通課長   |            |
| 大津町               | 都市整備部     | 建設課長     |            |
| 菊陽町               | 総務部       | 危機管理防災課長 |            |
| 菊陽町               | 都市整備部     | 建設課長     |            |
| 菊陽町               | 都市整備部     | 都市計画課長   |            |
| 高森町               | 建設課長      |          |            |
| 西原村               | 建設課長      |          |            |
| 南阿蘇村              | 総務課長      |          |            |
| 南阿蘇村              | 建設課長      |          |            |
| 熊本県               | 土木部       | 河川港湾局    | 河川課 審議員    |
| 熊本県               | 土木部       | 道路都市局    | 下水環境課 課長補佐 |
| 熊本県               | 土木部       | 河川港湾局    | 砂防課 審議員    |
| 熊本県               | 農林水産部     | 森林局      | 森林整備課 審議員  |
| 熊本県               | 農林水産部     | 森林局      | 森林保全課 審議員  |
| 熊本県               | 県央広域本部    | 土木部      | 工務管理課長     |
| 熊本県               | 県北広域本部    | 土木部      | 工務課長       |
| 熊本県               | 阿蘇地域振興局   | 土木部      | 維持管理調整課長   |
| 熊本県               | 阿蘇地域振興局   | 土木部      | 工務課長       |
| 林野庁               | 九州森林管理局   | 熊本森林管理署  | 森林土木指導官    |
| 国立研究開発法人森林研究・整備機構 | 森林整備センター  |          |            |
| 熊本水源林整備事務所        | 造林係長      |          |            |
| 国土交通省九州地方整備局      | 熊本河川国道事務所 | 副所長      |            |
| 国土交通省九州地方整備局      | 熊本河川国道事務所 | 流域治水課長   |            |
| 国土交通省九州地方整備局      | 立野ダム工事事務所 | 副所長      |            |
| 国土交通省九州地方整備局      | 立野ダム工事事務所 | 工務課長     |            |
| 国土交通省九州地方整備局      | 阿蘇砂防事務所   | 副所長      |            |
| 国土交通省九州地方整備局      | 阿蘇砂防事務所   | 調査課長     |            |

別表 2-2 幹事会の構成（緑川水系）

|                   |          |           |           |
|-------------------|----------|-----------|-----------|
| 熊本市               | 政策局      | 危機管理防災部   | 危機管理課長    |
| 熊本市               | 都市建設局    | 土木部       | 河川課長      |
| 宇土市               | 総務部      |           | 危機管理課長    |
| 宇城市               | 土木部      |           | 部次長       |
| 美里町               |          |           | 総務課長      |
| 美里町               |          |           | 建設課長      |
| 大津町               | 総務部      | 防災交通課     | 課長        |
| 大津町               | 都市整備部    |           | 建設課長      |
| 菊陽町               | 総務部      |           | 危機管理防災課長  |
| 菊陽町               | 都市整備部    |           | 建設課長      |
| 菊陽町               | 都市整備部    |           | 都市計画課長    |
| 西原村               |          |           | 建設課長      |
| 御船町               |          |           | 建設課長      |
| 嘉島町               |          |           | 建設課長      |
| 益城町               |          |           | 建設課長      |
| 益城町               |          |           | 下水道課長     |
| 甲佐町               |          |           | 建設課長      |
| 山都町               |          |           | 建設課長      |
| 熊本県               | 土木部      | 河川港湾局     | 河川課 審議員   |
| 熊本県               | 土木部      | 下水環境課     | 課長補佐      |
| 熊本県               | 土木部      | 河川港湾局     | 砂防課 審議員   |
| 熊本県               | 農林水産部    | 森林局       | 森林整備課 審議員 |
| 熊本県               | 農林水産部    | 森林局       | 森林保全課 審議員 |
| 熊本県               | 県央広域本部   | 土木部       | 工務管理課長    |
| 熊本県               | 宇城地域振興局  | 土木部       | 維持管理調整課長  |
| 熊本県               | 宇城地域振興局  | 土木部       | 工務課長      |
| 熊本県               | 上益城地域振興局 | 土木部       | 維持管理調整課長  |
| 熊本県               | 県北広域本部   | 土木部       | 技術管理課長    |
| 熊本県               | 阿蘇地域振興局  | 土木部       | 維持管理調整課長  |
| 熊本県               | 阿蘇地域振興局  | 土木部       | 工務課長      |
| 林野庁               | 九州森林管理局  | 熊本森林管理署   | 森林土木指導官   |
| 国立研究開発法人森林研究・整備機構 |          |           | 森林整備センター  |
| 熊本水源林整備事務所        |          |           | 造林係長      |
| 国土交通省九州地方整備局      |          | 熊本河川国道事務所 | 副所長       |
| 国土交通省九州地方整備局      |          | 熊本河川国道事務所 | 流域治水課長    |
| 国土交通省九州地方整備局      |          | 緑川ダム管理所   | 専門官       |

## 熊本県県央地域水防災意識社会再構築協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、「熊本県県央地域水防災意識社会再構築協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、水防法第15条の9及び第15条の10に基づき、平成24年7月九州北部豪雨、平成27年9月関東・東北豪雨により大規模な浸水被害が発生したことを踏まえ、国、県、市町等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、白川水系、緑川水系、坪井川水系、大野川水系、五丁川水系、八枚戸川水系、砂川水系、波多川水系、その他県央地域の単独水系における国及び県管理河川において氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会の構成)

第4条 協議会に幹事会等を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取り組み状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、情報の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局を熊本河川国道事務所流域治水課、熊本県河川課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和5年4月24日から施行する。

別表 1 協議会の構成

|                         |
|-------------------------|
| 熊本市長                    |
| 宇土市長                    |
| 宇城市長                    |
| 阿蘇市長                    |
| 合志市長                    |
| 御船町長                    |
| 嘉島町長                    |
| 益城町長                    |
| 甲佐町長                    |
| 山都町長                    |
| 美里町長                    |
| 大津町長                    |
| 菊陽町長                    |
| 高森町長                    |
| 西原村長                    |
| 南阿蘇村長                   |
| 熊本県 土木部 河川港湾局 河川課長      |
| 熊本県 知事公室 危機管理防災課長       |
| 熊本県 農林水産部 農村振興局 農地整備課長  |
| 熊本県 企業局 発電総合管理所長        |
| 熊本県 県央広域本部 土木部長         |
| 熊本県 宇城地域振興局 土木部長        |
| 熊本県 上益城地域振興局 土木部長       |
| 熊本県 県北広域本部 土木部長         |
| 熊本県 阿蘇地域振興局 土木部長        |
| 気象庁 熊本地方气象台長            |
| 九州電力（株）熊本支店 技術部長        |
| 九州旅客鉄道（株）鉄道事業本部 新幹線部長   |
| 国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所長 |
| 国土交通省九州地方整備局 立野ダム工事事務所長 |
| 国土交通省九州地方整備局 緑川ダム管理所長   |

別表2 幹事会の構成

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 熊本市  | 政策局 危機管理防災部 危機管理課長    |
| 熊本市  | 都市建設局 土木部 河川課長        |
| 宇土市  | 危機管理課長                |
| 宇城市  | 危機管理課長                |
| 阿蘇市  | 政策防災課長                |
| 阿蘇市  | 建設課長                  |
| 合志市  | 交通防災課長                |
| 御船町  | 総務課長                  |
| 御船町  | 農業振興課長                |
| 嘉島町  | 総務課長                  |
| 益城町  | 危機管理課長                |
| 甲佐町  | くらし安全推進室長             |
| 山都町  | 総務課長                  |
| 美里町  | 総務課長                  |
| 大津町  | 防災交通課長                |
| 菊陽町  | 危機管理防災課長              |
| 菊陽町  | 建設課長                  |
| 高森町  | 総務課長                  |
| 高森町  | 建設課長                  |
| 西原村  | 総務課長                  |
| 西原村  | 建設課長                  |
| 南阿蘇村 | 総務課長                  |
| 南阿蘇村 | 建設課長                  |
| 熊本県  | 知事公室 危機管理防災課 審議員      |
| 熊本県  | 土木部 河川港湾局 河川課 審議員     |
| 熊本県  | 農林水産部 農村振興局 農地整備課 審議員 |
| 熊本県  | 企業局 発電総合管理所 施設二課長     |
| 熊本県  | 県央広域本部土木部 工務管理課長      |
| 熊本県  | 宇城地域振興局土木部 維持管理調整課長   |
| 熊本県  | 宇城地域振興局土木部 工務課長       |
| 熊本県  | 上益城地域振興局土木部 維持管理調整課長  |
| 熊本県  | 県北広域本部土木部 技術管理課長      |

|                               |
|-------------------------------|
| 熊本県 阿蘇地域振興局土木部 維持管理調整課長       |
| 熊本県 阿蘇地域振興局土木部 工務課長           |
| 気象庁 熊本地方气象台 防災管理官             |
| 九州電力（株）熊本支店 技術部 土木建築グループ長     |
| 九州旅客鉄道（株） 鉄道事業本部 安全創造部 担当課長   |
| 国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所 副所長    |
| 国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所 流域治水課長 |
| 国土交通省九州地方整備局 立野ダム工事事務所 副所長    |
| 国土交通省九州地方整備局 立野ダム工事事務所 工務課長   |
| 国土交通省九州地方整備局 緑川ダム管理所 専門官      |

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく  
熊本県県央地域の減災に係る取組方針

令和5年4月24日

熊本県県央地域水防災意識社会再構築協議会

熊本市、宇土市、宇城市、阿蘇市、合志市、  
御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、美里町、  
大津町、菊陽町、高森町、西原村、南阿蘇村  
熊本県、気象庁熊本地方气象台  
九州電力（株）、九州旅客鉄道（株）  
国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所  
立野ダム工事事務所、緑川ダム管理所

# 熊本県県央地域の減災に係る取組方針

## 目 次

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1. はじめに         | 1  |
| 2. 本協議会の構成委員    | 3  |
| 3. 河川の概要と主な課題   | 5  |
| 4. 現状の取組状況と主な課題 | 8  |
| 5. 減災のための目標     | 15 |
| 6. 実施する取組       | 16 |
| 7. フォローアップ      | 22 |

## 1. はじめに

熊本県県央地域（以下「県央地域」という。）は、熊本県の中央に位置し、九州縦貫自動車道をはじめ、国道3号、57号、JR 鹿児島本線等の基幹交通施設に加え九州新幹線も開通し、さらに中九州横断道路や九州横断自動車道延岡線が整備中である等、交通の要衝として、中九州における社会・経済・文化の基盤をなしている。白川流域は、流域の約8割を豪雨地帯である阿蘇地方が占めており、中流部の河床勾配が急であることから、阿蘇地方に降った雨は熊本市街部に向かって一気に流れていく特性を持っており、下流域の熊本市街部では、白川に比べ低いところで土地利用が行われていることから氾濫による被害は広域かつ甚大になる恐れがある。緑川流域は、下流部の広い氾濫域に熊本市などの主要都市や中流部に嘉島町、御船町、甲佐町の中心市街地を有しており、ひとたび氾濫すると、複数の市町にまたがって浸水する可能性があり、甚大な被害が発生する恐れがあるなど、異なる特徴を持った複数の河川からなる地域である。

白川では、死者・行方不明者 422 名、家屋流失・全半壊 9,102 戸、家屋浸水 31,145 戸にのぼる戦後最大の被害を被った昭和 28 年 6 月 26 日出水（白川大水害）をはじめ昭和 55 年 8 月出水、平成 2 年 7 月出水、平成 24 年 7 月九州北部豪雨とこれまでに度重なる大きな洪水被害を被っている。

緑川では、昭和 28 年出水をはじめ、過去から度重なる浸水被害に見舞われている。昭和 63 年 5 月出水では、御船川下流域で堤防が決壊し、死者・行方不明者 3 名、家屋の全半壊 79 戸、浸水家屋 7,726 戸の甚大な被害が発生した。また、平成 7 年、平成 9 年の出水では下流部等で浸水被害が発生し、平成 11 年の台風第 18 号では、緑川、浜戸川の下流部で高潮による浸水被害が発生している。

県央地域では、氾濫域に資産が集中している市街地を抱えていることから、壊滅的な被害を未然に防止するためにも、ハード、ソフトが一体となった対策を関係機関が連携し早急に推進する必要がある。

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨により、鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

この水害を契機として平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が答申された。この背景を踏まえ、熊本市、宇土市、宇城市、嘉島町、御船町、甲佐町、美里町と熊本県、気象庁熊本地方气象台、国土交通省熊本河川国道事務所、立野ダム工事事務所、緑川ダム管理所からなる「白川水防災意識社会再構築協議会」、「緑川水防災意識社会再構築協議会」を平成 29 年 1 月 27 日に設立したが、国及び県管理河川一体となった取組を行うべく、白川水系、緑川水系、坪井川水系、大野川水系、五丁川水系、八枚戸川水系、砂川水系、波多川水系、その他県央地域の単独水系を対象とした「熊本県県央地域水防災意識社会再構築協議会（以下「協議会」という。）を令和 年 月 日に設立するものである。

本協議会では、平成 24 年 7 月九州北部豪雨、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、当該地域で発生した土砂災害や熊本地震における災害対応とその課題を踏まえ、県央地域でも堤防等の施設整備のみでは防ぎきれない水害は必ず発生するという意識へ転換を促し、社会全体で日頃から洪水被害に備えるため、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について、積極的かつ建設的に検討を進め、今般その結果を「熊本県県央地域の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）としてとりまとめたところである。

令和 2 年度までの 5 年間を目標に国管理河川及び県管理河川において、各取組を実施してきたが、ここ数年、全国的に頻発している洪水はその規模が極めて大きく、気候変動による要因が大きいとする言い方が核心的になりつつある。

そのため、県央地域では、引き続き、本協議会を実施していくこととする。

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組むとともに、毎年開催する協議会で、進捗状況の確認や見直しを行うなど継続的なフォローアップを行うこととする。

## 2. 本協議会の構成委員

本協議会の構成委員と所属する機関（以下、「構成機関」という）は、下表のとおりである。

表-1 熊本県県央地域水防災意識社会再構築協議会 構成機関及び構成委員

| 構成機関 | 構成委員              |
|------|-------------------|
| 熊本市  | 市長                |
| 宇土市  | 市長                |
| 宇城市  | 市長                |
| 阿蘇市  | 市長                |
| 合志市  | 市長                |
| 御船町  | 町長                |
| 嘉島町  | 町長                |
| 益城町  | 町長                |
| 甲佐町  | 町長                |
| 山都町  | 町長                |
| 美里町  | 町長                |
| 大津町  | 町長                |
| 菊陽町  | 町長                |
| 高森町  | 町長                |
| 西原村  | 村長                |
| 南阿蘇村 | 村長                |
| 熊本県  | 土木部河川港湾局 河川課長     |
| 熊本県  | 知事公室 危機管理防災課長     |
| 熊本県  | 農林水産部農村振興局 農地整備課長 |
| 熊本県  | 企業局 発電総合管理所長      |
| 熊本県  | 県央広域本部 土木部長       |

|              |               |
|--------------|---------------|
| 熊本県          | 宇城地域振興局 土木部長  |
| 熊本県          | 上益城地域振興局 土木部長 |
| 熊本県          | 県北広域本部 土木部長   |
| 熊本県          | 阿蘇地域振興局 土木部長  |
| 気象庁          | 熊本地方気象台長      |
| 九州電力（株）      | 熊本支店 技術部長     |
| 九州旅客鉄道（株）    | 鉄道事業本部 新幹線部長  |
| 国土交通省九州地方整備局 | 熊本河川国道事務所長    |
| 国土交通省九州地方整備局 | 立野ダム工事事務所長    |
| 国土交通省九州地方整備局 | 緑川ダム管理所長      |

### 3. 河川の概要と主な課題

県央地域は、白川水系、緑川水系、坪井川水系、大野川水系、五丁川水系、八枚戸川水系、砂川水系、波多川水系、その他単独水系からなり、その大部分を占める白川水系、緑川水系の概要と主な課題は下記のとおりである。

#### (1) 降雨特性

白川流域の約80%を占める阿蘇地方は、年間降水量が3,000mmを超える豪雨地帯であり、全国平均の約2倍の降水量がある。下流域の熊本市でも年間降水量が2,000mm程度で、全国平均の約1.3倍の降水量があり、流域全体での降水量が多い。

緑川流域の年平均降水量は2,100mm程度で、全国平均の約1.4倍の降水量があり、特に6月～7月の梅雨期に集中する傾向がある。

#### (2) 地形的特徴

白川流域の上流である阿蘇地方に降った雨は、中流部の河床勾配が急であることから、熊本市街部・下流部に向かって一気に流れていく特性がある。

白川が中流部の山間を抜けて熊本平野へ入ると河床勾配が緩やかになり、熊本市街部で流速が遅くなるため、洪水時の河川水位が上昇しやすい特性を有しており、ここに経済・産業・人口が集積した熊本市街部が位置している。熊本市街部は、白川より低いところで土地利用がなされており、一旦、白川が氾濫すると広範囲に氾濫水が流れ込むとともに、市街部に壊滅的な被害をもたらす恐れがある。

また、上流域では阿蘇の火山活動によって、地表にヨナと呼ばれる火山灰土が厚く堆積しており、洪水時には多量のヨナを含む濁流となって流下するため、氾濫が生じた場合、浸水した地域では水が引いた後にもヨナが堆積し、社会機能の復旧を遅れさせる一因となっている。

緑川流域は下流部に熊本市などの主要都市や中流部に嘉島町、御船町、甲佐町の中心市街地を有しており、ひとたび氾濫すると甚大な被害が発生する恐れがある。

また、緑川水系は支川が多く、雨の降り方によって洪水氾濫の発生する地域が異なる。

#### (3) 過去の被害状況等

白川流域では、昭和28年6月出水において阿蘇地方各所で山崩れが発生し、ヨナを含む濁流が流下し、熊本市内で氾濫、堆積し、死者・行方不明者422名、橋梁流失85橋、家屋流失・全半壊9,102戸、浸水家屋31,145戸という、かつてない甚大な被害が発生した。その後も、昭和55年8月出水、平成2年7月出水と度重なる洪水被害が発生しており、近年では、平成24年7月九州北部豪雨において、代継橋水位観測所で既往最高水位を記録し、国管理区間（小碓橋下流）でも浸水被害が発生し、流域全体において浸水家屋2,983戸の甚大な被害が発生した。

緑川流域では、甚大な被害が発生した昭和28年6月出水をはじめとして、度々洪水が発生している。昭和63年5月出水では、集中豪雨により、緑川支川御船川において、堤防から越水・決壊し、大きな被害が発生した。また、平成9年7月出水においては、激しい雨が断続的に降り続き、浸水被害が発生した。

#### (4) 河川の整備状況

白川の河川改修事業として、白川水系河川整備計画に基づき、緊急対策特定区間として、熊本市街部において重点的に河川改修を実施している。また平成 24 年 7 月洪水の被害を受け、明午橋から小碓橋にかけて河川激甚災害対策特別緊急事業として、流下能力のネック箇所及び無堤区間の対策を実施した。また、白川下流部においては、堤防の高さが不足する箇所において、高潮堤防整備を実施している。

緑川の河川改修事業として、緑川水系河川整備計画に基づき、緑川河口部や浜戸川の緊急対策特定区間における築堤、緑川と加勢川の築堤及び河道掘削を優先的に進めている。特に、治水安全度が著しく低い加勢川下流域はその氾濫域に熊本市を抱え、資産が集中していることから、河道掘削を実施している。さらに氾濫した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」として、堤防天端の保護、堤防裏法尻の補強等を実施している。

#### (5) 流域住民の意識

平成 28 年に実施した流域住民へのアンケート結果によると、氾濫域に住んでいるが河川との関わりが薄い傾向にあり、若い世代ほど過去の災害の認識が低い。また、洪水が起きたとしても自宅は浸水しないと思われている方が 8 割弱で、水害は自分の身にも起こり得ることを意識していないことが伺える。さらには、ハザードマップを認識していない方が約 8 割にのぼる。

一方、避難場所に関しては、浸水想定区域が広いため、川より離れた所や市町外の安全な所などへの広域的な避難のニーズが高い。

避難情報については「意味はわからない」、「今回初めて聞いた」と回答された方が約 4 割、河川水位情報に関して「意味はわからない」、「今回初めて聞いた」と回答された方は約 6 割にのぼり、防災情報が的確に伝わっていない可能性がある。

約 6 割の方が自主防災組織を認識しておらず、知っているが参加するつもりはない方も、約 1 割存在し、日頃からの防災に対する地域との関わりについては、意識が低いことが伺える。

#### (6) 白川・緑川流域における主な課題

##### 1) 地形的・降雨特性からの課題

- ・白川流域の約 8 割は、阿蘇地方が占め、年間降水量は全国平均に比べて約 2 倍（阿蘇山観測所）と多い。阿蘇地方に降った雨は、中流部の河床勾配が急であることから、2～3 時間で経済・産業・人口の集積した熊本市街部に到達し、下流部や河口部では河床勾配が緩やかとなるため、洪水時には水位が上昇しやすい。また、熊本市街部がある下流部は、白川より低いところで土地利用がなされているため、一度洪水が氾濫すると浸水被害が拡大し、被害が甚大になる地形特性がある。

また、阿蘇火山灰（ヨナ）を含む土砂が大量に流出・堆積する被害特性を持っている。

- ・緑川は、浜戸川・加勢川・御船川などの支川が流れ込んでおり、雨の降り方により、洪水氾濫の発生する地域が異なる傾向にある。

流域には 4 市 8 町 1 村が存在しており、堤防決壊等が発生した場合には、複数の市町村が浸水するという氾濫特性がある。

また、平成 28 年 4 月の熊本地震を受け、広い範囲で地盤の沈下が見られており、特に沈下が著しい地域では氾濫した水が溜まりやすく、長期化が懸念されている。

## 2) 流域住民の水防災に対する意識の課題

- ・今回実施したアンケート結果によると、平成24年7月九州北部豪雨の際に約7割の方が避難していない。
- ・近年の全国的な豪雨災害により防災意識は高まりつつあるが、避難情報等の意味を理解されていない方が半数程度、ハザードマップを認識していない方が約8割にのぼり、さらに白川や緑川が氾濫しても自宅は安全で、被害を受けないと思われている方が8割弱となっており、水害リスクに対する理解が低い状況である。

## 3) 白川・緑川流域における個別の課題

- ・白川流域で実施したアンケート結果によると、白川を日常的に意識している人や関わりを持っている人の割合が少なく、白川に対する関心や水害リスクの認識が希薄である。また、防災に対する地域との関わりについての意識も低い。
  - ・緑川流域では、先人より受け継がれてきた水害の記憶や文化、歴史的な治水施設が流域に残されているが、河川改修の進捗に伴う浸水被害の減少により、水害を経験していない人が増加しつつあることで、防災意識が薄れており、流域の歴史・文化が風化してしまう懸念がある。
- また、防災に対する地域社会での共助の意識も低い。

## 4. 現状の取組状況と主な課題

### (1) 避難指示等の発令に関する事項

| 項目             | 現状(○)と課題(●)  |   |
|----------------|--|---|
| 避難指示等の発令に資する情報 | <p>○避難指示等の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を気象台と連携し実施している。</p> <p>○提供した水位情報をもとに的確な避難準備や避難行動につながるよう、水位に応じた危険度レベルを示した水位標を設置し、水位状況の目安としてわかりやすく示している。</p>  |   |
|                | <p>●防災情報を受けた場合、避難指示等の発令判断等の対応について十分な検証が共有されていないが不十分である。また、防災担当職員の避難指示等の発令判断等のスキルが十分ではない。</p>   | A |
|                | <p>○近年の水害や熊本地震による課題、教訓を踏まえ地域防災計画の見直しを行っている。</p> <p>○平成26年度に熊本地方気象台、熊本河川国道事務所、熊本市、宇土市、嘉島町、御船町、甲佐町、美里町で水害対応タイムライン(防災行動計画:簡易版)を策定している。</p>  |   |
|                | <p>●策定した水害対応タイムラインが実水害や水防避難訓練等で十分活用されておらず、有効性の検証に至っていない。また、避難指示等の判断・伝達等のマニュアルに基づいた避難計画の内容が十分ではない。</p>  | B |
|                | <p>○防災情報提供システムにより市町村の防災担当者向けに、雨量、水位情報(10分単位の水位予測情報)、レーダ情報、ダム情報、危険箇所情報、高潮情報、河川カメラCCTV情報、水防警報・洪水予報等の防災情報を集約して提供している。</p> <p>○熊本河川国道事務所では、状況に応じ、事務所長から各市町長へホットラインで河川の状況等について情報提供している。</p> <p>○熊本地方気象台では、状況に応じ、台長から各市町長へホットラインで気象状況について情報提供している。</p> |   |
|                | <p>●河川CCTVカメラや水位計で危険箇所等の監視を行っているが、夜間は視認しづらい等、まだ十分な環境とは言えない</p>   | C |

(2) 住民等の主体的な避難に関する事項

| 項目         | 現状(○)と課題(●)   |   |
|------------|---|---|
| 避難場所・経路の周知 | <p>○計画規模の外力による浸水想定区域図を、熊本河川国道事務所のホームページ等で公表している。</p> <p>○各市町では「洪水ハザードマップ」を作成し、住民に配布している。また、作成した「洪水ハザードマップ」をホームページで公表している。</p> <p>○「洪水ハザードマップ」等を基に、地域の実情にあわせたより詳細な浸水情報や避難経路等を記載した「地域版ハザードマップ」を住民自らが参加し作成する取組として、自治会が市町と連携して実施している。</p> |   |
|            | ●想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域図等について公表。   | D |
|            | ●住民アンケート(H28)によると、ハザードマップを認識していない方が約 8 割にのぼる。   | E |
|            | ●想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域図に対応したハザードマップを作成。   | F |
|            | ●想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域の指定に伴い、避難者数の増加や避難所の浸水等により、各市町での避難所が不足することが懸念される。  | G |
|            | ●緑川水系には 4 市 8 町 1 村が存在しており、堤防決壊等が発生した場合には、複数の市町村が浸水する恐れがある。そのため堤防決壊が発生した場合の広域的な避難行動時の自治体間の情報共有・連携が十分ではない。   | H |
|            | ●地域版ハザードマップは一部地域での作成に留まっている。  | I |
|            | ●地下街(地下空間)や要配慮者利用施設等における避難確保計画の作成、訓練の実施の確認、助言等が十分でない。   | J |

| 項目                 | 現状(○)と課題(●)  |   |
|--------------------|--|---|
| 住民等が自ら避難判断に資する情報提供 | <p>○国土交通省では「川の防災情報」により、全国のリアルタイム雨量・河川水位等の情報をインターネットやスマートフォン向けにリアルタイムで提供している。</p> <p>○雨量水位情報や河川カメラ情報等を一元的に熊本河川国道事務所のホームページで提供している。</p> <p>○九州地方整備局では「NHK 地上デジタル放送」により河川防災情報を提供している。九州内の国土交通省・県等の所有する観測所の水位・雨量データ、洪水に関する予警報、ダムに関する情報等をリアルタイムに伝達することが可能となっている。</p> <p>○九州地方整備局では河川情報アラームメールを配信している。九州管内の一級水系(20水系)に配置した雨量・水位観測所の中から、利用者が必要とする観測所を選んで登録すると、基準値を超過した観測所の雨量・水位データが配信される仕組みになっている。</p> <p>○各市町ではより多くの住民の方に災害情報の迅速な伝達を行なうために、緊急速報「エリアメール」を活用した避難指示等の緊急情報を提供している。</p> <p>○市街地の電柱や公共施設等に過去の浸水実績を示した標識等を設置している。</p> <p>○国土交通省では、氾濫危険水位超過時、氾濫発生時に「緊急速報メール」として、住民へのプッシュ型の情報発信を実施している。</p> |   |
|                    | ●日常から水防災意識の向上を図り、迅速な避難を実現するための過去の浸水実績を示した標識や危険性を訴える標識等の整備が進んでいない。  | K |
|                    | ●住民アンケート(H28)によると、住民側からの情報の取得が進みつつあるものの、情報提供手段に対するニーズ、避難行動マニュアル作成等についてニーズが高い。  | L |
|                    | ●住民アンケート(H28)によると、避難情報について「意味はわからない」、「今回初めて聞いた」と回答された方が4割弱である。また、河川水位情報に関して「意味はわからない」、「今回初めて聞いた」と回答された方は5割強であり、避難判断に必要な情報の意味が十分理解されていない。   | M |
|                    | ●氾濫危険水位超過時、氾濫発生時に行う「緊急速報メール」(住民へプッシュ型の情報発信)の取組は開始済み。   | N |
|                    | ●各関係機関から防災情報が出されており、住民目線では一元的に情報を把握しにくい。   | O |

(続き)

| 項目   | 現状(○)と課題(●)   |   |
|--|---|---|
| 水防災学習・教育の普及  | <p>○川の情報発信・川の体験学習・地域住民交流の「場」として白川地域防災センター(白川わくわくランド)の利活用を推進している</p> <p>○小中学校等の教育機関を対象とした防災に関する出前講座や地域を対象とした水防災共同点検、防災啓発イベント等を実施している。</p> <p>○住民団体及びNPO等で河川での安全な体験活動等を啓発する取組が実施されている。</p>  |   |
|  | ●白川地域防災センター(白川わくわくランド)を活用した水防災学習に関する取組や地域への普及が十分ではない。   | P |
|  | ●住民アンケート(H28)によると、近年の出水について、被害を受けていない地域では認識が低いことや、30代以下になると知らない割合が高いなど、水害の記憶が風化しつつある。   | Q |
|  | ●住民アンケート(H28)によると、洪水が起きたとしても自宅は浸水しないと思われる方が7割～8割で、水害は自分の身にも起こり得ることを意識していない方が多い。   | R |
|  | ●小中学校の学校教育において関係機関の連携による防災教育の取組が十分ではない。   | S |
|  | ●住民団体及びNPO等が実施している安全な体験活動等の啓発活動の普及が十分ではない。  | T |
|  | ●水防拠点として整備された防災ステーションが、平常時に防災教育の場として、十分に利活用されていない。  | U |
| 地域防災力の向上   | <p>○各市町における自主防災組織の組織率は嘉島町、御船町で100%達成しており、宇土市で9割、甲佐町で約8割強、美里町で約8割弱(平成28年4月時点)、熊本市で約8割弱(平成28年10月時点)であり、自主防災組織の組織化及び活動が進んでいる。</p> <p>○河川管理者が所有している防災情報を各機関に提供するなどの防災情報の共有、防災関係機関を対象とした共同点検の実施など防災関係機関の連携強化を推進している。</p> <p>○水防体制の維持・強化を図るため、水防団員の確保のための支援や水防訓練の実施等を関係機関と連携して実施している。</p> |   |
|  | ●住民アンケート(H28)によると、約6割の方が自主防災組織を認識しておらず、知っているが参加するつもりはない方も約1割であり、日頃からの防災に対する地域との関わりについては、意識が低い。  | V |
| ●水防団(消防団)へのヒアリング(H28)によると、若年層の団員が減少傾向にあり、山間部等では団員が減少、高齢化傾向にあり、今後の水防体制確保が懸念される。また、多くの団体においてサラリーマン団員の増加しており、平日の参集・活動が難しくなっている。 | W   |   |

(続き)

| 項 目                 | 現状(○)と課題(●)  |   |
|---------------------|--|---|
| 報道機関との連携・協力         | ○九州地方整備局(熊本県内事務所)と熊本県内報道機関関係者との意見交換会を実施している。   |   |
|                     | ●緊急時において住民の避難判断・避難行動を促すためのさらなる情報提供の強化に向けた連携・協力が十分ではない。                                   | X |
| 熊本市街部洪水危機管理対策協議会の設置 | ○熊本市街地の特性を踏まえ、水害に対する都市防災力向上を目的に「熊本市街部洪水危機管理対策協議会(H23.5.9)」を設立し、熊本市街部洪水危機管理対策行動指針を策定している。 |   |
|                     | ●行動指針を策定しているが、具体的な取組及び近年の水害を踏まえた指針の見直しが十分なされていない。  | Y |

(3) 水防活動等に関する事項

| 項目              | 現状(○)と課題(●)   |    |
|-----------------|---|----|
| 水防活動のための情報の共有   | <p>○重要水防箇所を公表し、毎年出水期前には河川管理者、各市町、水防団が合同で危険箇所などの合同巡視を実施している。</p> <p>○河川の水位に応じて熊本河川国道事務所から水防警報を通知している。</p> <p>○出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。</p>  |    |
|                 | <p>●水防団や河川管理者の河川巡視で得られた情報や関係機関が取得した情報について、互いの情報共有が十分できていない。</p>   | Z  |
| 水防資機材の整備        | <p>○河川の堤防等が被災した際に迅速に対応するために水防資機材の備蓄、防災ステーションの整備を図っている。</p> <p>○水防管理団体(各市町)が水防資機材を水防倉庫等に備蓄している。</p>  |    |
|                 | <p>●水防団等と河川管理者が連携して的確な水防活動を推進するため、水防管理団体(各市町)と河川管理者の資機材に関わる情報共有が十分なされていない。</p>  | AA |
|                 | <p>●大規模氾濫時を想定した水防資機材のストックが十分ではない。</p>   | BB |
| 早期復旧への対応        | <p>○各所で発生する浸水被害に迅速かつ効率的に対応するため、移動式の排水ポンプ車を浸水箇所に機動的に配置し、被害軽減を図っている。</p> <p>○『熊本地域防災連絡会(H26.5.28 発足)』を発足し、連絡体制の確認や各種情報の共有など、大規模災害時支援の連携強化を図っている。</p> <p>○大規模災害時に円滑な支援活動が可能のように、九州地方整備局では管内市町村と応援に関する協定を締結している。さらに、大規模災害時の応援協定に基づく遠隔防災会議訓練を実施している。</p> |    |
|                 | <p>●大規模氾濫時には交通が遮断されるなど応急復旧等に支障が生じる恐れがある。</p>  | CC |
|                 | <p>●大規模氾濫時に備え、熊本地震の影響を考慮した効果的な排水計画が検討されていない。また、緊急排水に必要なポンプ車が不足している。</p>   | DD |
|                 | <p>●白川が氾濫した場合、阿蘇火山灰(ヨナ)を含む土砂が大量に流出・堆積する被害特性を持つため、ライフラインや社会機能の回復に時間がかかる。</p>   | EE |
|                 | <p>●緑川では過去の水害においても様々な地域で大きな洪水氾濫が発生しており、多様な降雨パターンを呈している。また流域には4市8町1村が存在しており、堤防決壊等が発生した際、複数の市町村が浸水するという氾濫特性があるため、早期復旧への対応を考慮すると、自治体間の情報共有・連携が不足している。</p>  | FF |
| 自治体庁舎等の水害時の機能確保 | <p>○計画規模の洪水に備えて、各市町庁舎等の防災拠点施設の整備を行っている。</p>   |    |
|                 | <p>●大規模氾濫時に防災拠点となる各市町庁舎や避難拠点となる学校等が機能不全に陥る可能性がある。</p>   | GG |

(4) 河川管理施設の整備及び管理に関する事項

| 項目         | 現状(○)と課題(●)   |    |
|------------|---|----|
| 白川の河川改修事業等 | <p>○熊本市街部においては、白川水系河川整備計画に基づき、河道整備を実施している。</p> <p>○平成24年7月九州北部豪雨を受け、明午橋から小碓橋にかけて、激甚災害対策特別緊急事業として、治水安全度の低い箇所及び無堤区間の対策等を実施した。</p> <p>○下流部においては、堤防の高さが不足する箇所において高潮堤防整備を実施した。</p>   |    |
|            | <p>●堤防等の施設整備については、整備途上であり、施設能力を超える洪水が発生すると浸水被害が発生する恐れがある。</p>   | HH |
| 立野ダム建設事業   | <p>○白川水系河川整備計画に基づき、洪水被害の防止又は軽減を図るため、河道整備等と併せて立野ダムの建設を進めている。</p>   |    |
|            | <p>●立野ダム建設事業は整備中であり、また、河道整備等も整備途上であるため、現時点の河道整備等の能力を超える洪水が発生すると越水等による浸水被害が発生する恐れがある。</p>  | II |
| 緑川の河川改修事業  | <p>○緑川河口部や浜戸川の緊急対策特定区間における築堤、緑川と加勢川の築堤及び河道掘削を優先的に実施している。</p> <p>○特に、治水安全度が著しく低い加勢川下流域はその氾濫域に熊本市を抱え、資産が集中していることから、河道掘削を実施している。</p>   |    |
|            | <p>●堤防等の施設整備については、整備途上であり、施設能力を超える洪水が発生すると浸水被害が発生する恐れがある。</p>   | JJ |
| 危機管理型ハード対策 | <p>○氾濫した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」として、堤防天端の保護、堤防裏法尻の補強等を実施している。</p>  |    |
|            | <p>●危機管理型ハード対策については、整備途上であり、堤防を越流する洪水が発生すると堤防の決壊・損傷等が発生する恐れがある。</p>   | KK |
| 緑川ダムの運用    | <p>○洪水及び濁水時に操作が必要な場合は、操作規則等に基づき迅速かつ的確に操作を実施している。</p> <p>○緑川ダムの下流には、警報局が設けられており、ダムから放流する際には事前にサイレンを鳴らし、沿川住民や河川利用者の安全確保のため注意喚起を実施している。</p> <p>○平成19年7月には梅雨前線の影響により既往第2位の流入量を記録。ダムによる洪水調節により、ダム下流にある中甲橋水位観測所において約42cmの水位低減効果を発揮した。</p> |    |

## 5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動を実施するため、各構成機関が連携して達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

### 【達成すべき目標】

県央地域の各自治体が相互に協力し、  
『水害に強いまちづくり』と『迅速で的確な避難行動』を目指す。

### ■上記目標達成に向けた3本柱の取組

上記目標の達成に向け、以下の項目を3本柱とした取組を実施する。

- 1) 大規模氾濫に対し、関係機関が連携し、社会経済・人命への被害を最小化するための施設整備や緊急排水計画の策定及び、地域コミュニティの活性化による避難体制の構築と市町境を越えた広域避難体制の構築
- 2) 過去の水害や治水の歴史・教訓を継承するとともに、河川への関心を高め、各河川の水害リスクを認識し、地域住民の主体的な避難行動や、地域防災力向上に資する水防災教育や啓発活動の推進
- 3) 特徴の異なる複数の河川において、地域住民や災害時要配慮者の迅速な避難行動、企業の的確な防災活動につながる、正確でわかりやすい防災情報の発信

## 6. 実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

### (1) ハード対策の主な取組

ハード対策の「洪水を未然に防ぐ対策」「危機管理型ハード対策」に関しては、流域治水協議会に諮る。

#### 1) 洪水氾濫を未然に防ぐ対策

| 主な取組項目                        | 課題の対応 | 目標時期 | 取組機関    |
|-------------------------------|-------|------|---------|
| ① 白川の河川改修事業の推進                |       |      |         |
| ・堤防整備・河道掘削等の流下能力対策、侵食・洗掘対策    | HH    | 継続   | 九州地方整備局 |
| ② 洪水被害の防止又は軽減を図るための立野ダムの建設    |       |      |         |
| ・立野ダムの建設                      | II    | 継続   | 九州地方整備局 |
| ③ 緑川・浜戸川高潮対策事業                |       |      |         |
| ・平成 11 年台風 18 号規模の高潮に対応する堤防整備 | JJ    | 継続   | 九州地方整備局 |
| ④ 緑川の河川改修事業の推進                |       |      |         |
| ・堤防整備・河道掘削等の流下能力対策、侵食・洗掘対策等   | JJ    | 継続   | 九州地方整備局 |

#### 2) 危機管理型ハード対策

| 主な取組項目               | 課題の対応 | 目標時期 | 取組機関    |
|----------------------|-------|------|---------|
| ① 堤防天端の保護、堤防裏法尻の補強等  |       |      |         |
| ・堤防天端の保護、堤防裏法尻の補強の実施 | KK    | 継続   | 九州地方整備局 |

3) 関係機関が連携し、洪水氾濫時に社会経済・人命等への被害を最小化するための施設の整備

| 主な取組項目  | 課題の対応 | 目標時期 | 取組機関              |
|---|-------|------|-------------------|
| ① 降雨状況の監視の強化  |       |      |                   |
| ・河川カメラや水位計、水位標等の設置                                  | C     | 継続   | 九州地方整備局           |
| ② 河川水位の危険度レベルの標識の設置・拡充                              |       |      |                   |
| ・河川水位の危険度レベルの標識の設置・拡充                               | C     | 継続   | 九州地方整備局           |
| ③ 大雨時の危険性の判断や避難行動に役立つ看板の設置                          |       |      |                   |
| ・過去の浸水実績を示した標識や危険性を訴える標識等の設置                        | K     | 継続   | 5市9町2村<br>九州地方整備局 |
| ④ 住民へ確実に情報を伝えるための防災行政無線の調整・拡充                       |       |      |                   |
| ・防災行政無線の情報伝達状況の検証及び新設・増設等の検討                        | L     | H29～ | 5市9町2村            |
| ⑤ 迅速かつ的確な水防活動を支援するための水防資機材の備蓄計画の策定                  |       |      |                   |
| ・備蓄している水防資機材等について現状を確認し、大規模氾濫時を想定した必要な資機材の量や備蓄計画の策定 | BB    | 継続   | 5市9町2村<br>九州地方整備局 |

## (2) ソフト対策の主な取組

- 1) 大規模氾濫に対し、関係機関が連携し、社会経済・人命への被害を最小化するための施設整備や緊急排水計画の策定及び、地域コミュニティの活性化による避難体制の構築と市町境を越えた広域避難体制の構築

| 主な取組項目  | 課題の対応   | 目標時期 | 取組機関                                |
|---|---------|------|-------------------------------------|
| ① 避難指示等の発令に着目した水害対応タイムラインの検証・見直しや水害対応タイムラインに基づく、訓練の実施           |         |      |                                     |
| ・実水害や水防避難訓練を踏まえた水害対応タイムラインの検証・見直し                               | A, B    | 継続   | 5市9町2村<br>熊本県<br>熊本地方気象台<br>九州地方整備局 |
| ・水害対応タイムラインに基づく、関係機関が連携した水防避難訓練等の実施                             | B       | H29～ | 5市9町2村<br>熊本県<br>熊本地方気象台<br>九州地方整備局 |
| ・防災担当職員の防災スキル向上に向けた研修や訓練の実施                                     | A       | H29～ | 5市9町2村<br>熊本県<br>熊本地方気象台<br>九州地方整備局 |
| ② 想定し得る最大規模の洪水を踏まえたハザードマップや(広域避難を考慮した)水防避難マニュアル(仮)の改善・検討及び周知・徹底 |         |      |                                     |
| ・想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域図等の検討及び公表                                 | D       | 継続   | 九州地方整備局                             |
| ・想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域図に対応したハザードマップの作成                          | F, G, H | H29～ | 5市9町2村                              |
| ・(広域避難を考慮した)水防避難マニュアル(仮)の検討・作成                                  | H, L    | H29～ | 5市9町2村<br>熊本県                       |
| ・ハザードマップ、地域版ハザードマップ、水防避難マニュアル(仮)の普及・啓発                          | E, I    | H29～ | 5市9町2村                              |
| ・想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域内での避難所の検討・指定                              | G       | H29～ | 5市9町2村                              |
| ③ 水防団(消防団)や住民団体等と連携した実効性の高い水防訓練の実施及び水防体制の強化                     |         |      |                                     |
| ・水防団、自主防災組織、消防署等の関係機関が連携した水防訓練の実施                               | W       | 継続   | 5市9町2村<br>熊本県<br>熊本地方気象台<br>九州地方整備局 |
| ・自主防災組織、地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検の実施                          | V       | 継続   | 5市9町2村<br>熊本県<br>九州地方整備局            |
| ・水防団、河川管理者による水防資機材の情報共有   | AA      | 継続   | 5市9町2村<br>熊本県<br>九州地方整備局            |
| ・水防団の人材不足の解消、水防協力団体の募集・指定の促進等の検討・実施                             | W       | 継続   | 5市9町2村                              |

(続き)

| 主な取組項目   | 課題の対応 | 目標時期 | 取組機関                                |
|--|-------|------|-------------------------------------|
| ④ 大規模出水時における緊急排水計画の策定及び緊急排水に向けた整備・訓練の実施                          |       |      |                                     |
| ・排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水施設の運用や排水ポンプ車の適切な配置等、緊急排水計画の策定 | DD    | H29～ | 5市9町2村<br>熊本県<br>九州地方整備局            |
| ・大規模出水時を想定した緊急排水訓練の実施  | DD    | H30～ | 5市9町2村<br>熊本県<br>熊本地方気象台<br>九州地方整備局 |
| ⑤ 大規模災害を想定した広域的な連携体制の強化  |       |      |                                     |
| ・自治体の防災担当者間の連携促進   | H, FF | H29～ | 5市9町2村<br>熊本県<br>九州地方整備局            |
| ⑥ まちづくりと一体となった水害リスクを低減させる出水前後の対策の検討                              |       |      |                                     |
| ・大規模出水時における緊急防災道路等の検討・認定   | CC    | H30～ | 5市9町2村<br>熊本県<br>九州地方整備局            |
| ・早期の社会機能回復に向けた民間企業BCP計画検討の支援                                     | GG    | H30～ | 熊本市                                 |
| ・地下街(地下空間)、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の実施・支援                        | J, Y  | 継続   | 5市9町2村                              |
| ・大規模氾濫時に防災拠点となる各市町庁舎や避難拠点となる学校等の機能維持及び機能向上の検討・実施                 | GG    | H30～ | 5市9町2村                              |

- 2) 過去の水害や治水の歴史・教訓を継承するとともに、河川への関心を高め、各河川の水害リスクを認識し、地域住民の主体的な避難行動や、地域防災力向上に資する水防災教育や啓発活動の推進

| 主な取組項目   | 課題の対応      | 目標時期 | 取組機関                                |
|--|------------|------|-------------------------------------|
| ① 水害の歴史や文化の記憶を風化させないことや河川への愛着や理解を深めるための学習機会や出前講座等の拡充     |            |      |                                     |
| ・小中学校教育委員会等と連携を図り、白川や緑川等についての学習や出前講座等の実施・拡充              | Q          | 継続   | 5市9町2村<br>熊本県<br>熊本地方気象台<br>九州地方整備局 |
| ・河川の水害の歴史や文化への理解、河川に対する愛着を深めるための啓発活動の実施・拡充               | Q          | 継続   | 熊本市<br>熊本県<br>熊本地方気象台<br>九州地方整備局    |
| ② 洪水リスク・防災意識の啓発・教育                                       |            |      |                                     |
| ・白川学習・水防災教育、川の安全な体験学習の「場」として白川地域防災センター(白川わくわくランド)の利活用の促進 | P          | 継続   | 熊本市<br>九州地方整備局                      |
| ・教育委員会等と連携を図り、小中学校における白川、緑川等についての学習・水防災教育等の実施            | E, M, R, S | H29～ | 5市9町2村<br>九州地方整備局                   |
| ・市民向けの白川・緑川等の河川についての学習・水防災教育(市民講座、地域防災リーダー講座等)の実施        | E, M, R, S | 継続   | 5市9町2村<br>熊本県<br>熊本地方気象台<br>九州地方整備局 |
| ・住民団体・NPO等と連携した川の安全な体験活動の普及                              | T          | 継続   | 5市9町2村<br>熊本県<br>九州地方整備局            |
| ・防災ステーションを活用した水防災教育等の実施                                  | U          | H29～ | 5市9町2村<br>九州地方整備局                   |

3) 特徴の異なる複数の河川において、地域住民や災害時要配慮者の迅速な避難行動、企業の的確な防災活動につながる、正確でわかりやすい防災情報の発信

| 主な取組項目  | 課題の対応 | 目標時期 | 取組機関                                |
|---|-------|------|-------------------------------------|
| ① 関係機関との確実な情報共有のための緊急連絡体制の確認・強化                           |       |      |                                     |
| ・水害対応タイムライン、水害対応チェックリストの活用<br>の推進                         | A     | 継続   | 5市9町2村<br>熊本県<br>熊本地方気象台<br>九州地方整備局 |
| ・毎年、出水期前にホットラインの訓練等の実施                                    | A     | 継続   | 5市9町2村<br>熊本県<br>熊本地方気象台<br>九州地方整備局 |
| ・市町長だけでなく、副市町長、防災担当部課長等との<br>ホットラインの確立                    | A     | 継続   | 5市9町2村<br>熊本県<br>熊本地方気象台<br>九州地方整備局 |
| ② 誰にでもわかりやすく、正確かつ迅速な情報提供の発信の強化                            |       |      |                                     |
| ・多様な情報提供媒体(SNS等)を活用した、幅広い年<br>代の方々が確実に情報を入手できる手段の検討・実施    | L, M  | H30~ | 5市9町2村<br>熊本県<br>熊本地方気象台<br>九州地方整備局 |
| ・スマートフォン等携帯端末を活用したプッシュ型情報<br>等の普及・周知                      | L, N  | 継続   | 5市9町2村<br>熊本県<br>熊本地方気象台<br>九州地方整備局 |
| ・地域の防災に関する情報の広報誌、ホームページ、<br>大型ビジョン、庁舎掲示板、観光案内所等への掲載促<br>進 | L     | H29~ | 5市9町2村<br>熊本県<br>熊本地方気象台<br>九州地方整備局 |
| ・関係機関が提供する防災情報を一元的に集約した情<br>報ツールの検討・整備                    | O     | H29~ | 5市9町2村<br>熊本県<br>熊本地方気象台<br>九州地方整備局 |
| ・報道機関を通じた避難情報等において確実な住民の<br>行動を促すための情報提供の方法の検討・実施         | X     | H29~ | 5市9町2村<br>熊本県<br>熊本地方気象台<br>九州地方整備局 |

(続き)

| 主な取組項目                        | 課題の対応 | 目標時期 | 取組機関                                |
|-------------------------------|-------|------|-------------------------------------|
| ③ 水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施      |       |      |                                     |
| ・毎年、出水期前に水防団等の関係機関との連絡体制の確認   | Z     | 継続   | 5市9町2村<br>熊本県<br>熊本地方气象台<br>九州地方整備局 |
| ・毎年、出水期前に大規模な浸水の発生を前提とした演習の実施 | Z     | 継続   | 5市9町2村<br>熊本県<br>熊本地方气象台<br>九州地方整備局 |
| ・出水時の河川巡視情報等の共有               | Z     | 継続   | 5市9町2村<br>熊本県<br>九州地方整備局            |

## 7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することなどによって役割を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、協議会を毎年開催し、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じ、さらなる効果的な取組方針へ見直すこととし、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。